

近世のなかに発見された中世

——中世標葉氏の基礎的考察——

岡田清一

はじめに

地域の歴史叙述を進めるなかで、中世の文献史料が少ないので一般的な状況である。この少ない文献史料を補う意味で、考古学的成果がもたらす多くの知見は貴重である。しかし、それとてどの地域にも当てはまる状況ではない。そのような現状のなかでは、文献史料ばかりか考古学や民俗学の知見を活用する、所謂学際的な研究姿勢が欠かせない。筆者は、こうした問題意識を前提に『中世東国の地域社会と歴史資料』（名著出版、二〇〇九年）をまとめ、地域の歴史叙述を試みようとした。そこでは、文献史料に即していえば、中世文書を利用する際、近世段階でどのように伝来されてきたかを含めて書誌学的考察が必要であることを強調した。一方、口承文芸もまた歴史資料として利用できる可能性を、平将門の子孫伝承を事例に考察し、その延長上に位置づけられる武家系図について、相馬中村藩を事例に考察を加え、近世における武家の自己認識を開陳した。

もとより特定地域を題材とした成果が、どの程度に普遍性をもつもかは今後の研究に委ねられるものであるが、その一環として、本稿では近世に編纂された武家系図を題材にして、中世の歴史像をどの程度に描くことが可能かを追究したい。具体的には、相馬中村藩が近世末期に編纂した『衆臣家譜』を取り上げる。

『衆臣家譜』は、藩主相馬益胤の命によって「御旧記方諸士系図引」に就いていた斎藤完高（隆）が、天保九年（一八三八）に完成させた藩撰の系図集である。現在、相馬市史編纂事業の一環として、編纂委員長でもある大迫徳行氏を中心に、調査執筆員・松本義信、遠藤時夫、一條テイ、荒幸雄、藤原一良の五氏によつて刊行が進められている。

近世のなかに発見された中世

『衆臣家譜』の成立過程については、大迫氏の解題に詳しいが、寛政以前、すでに「衆臣の家牒」が存在したという。寛政四年（一七九二）、藩主祥胤に「衆臣之家譜」編纂を命じられた渡部美綱は、これを二五本（巻）にまとめたが、それらは「家士系図」と名づけられて官庫に収められた。文政五年（一八二二）、藩主益胤は都甲伊綱に「家士系図」の補訂・追記を命じたが、伊綱は天保元年（一八三〇）に没した。天保四年、益胤からその事業の継承を命じられた斎藤完高（隆）は、天保九年にこれを完成させたという。幕末に至って完成した本系図集は、近世に実在した家臣の系譜を記録した部分が大半ということになる。したがつて、相馬中村藩の近世史解明に資するところ極めて大なるものがあるといわざるを得ない。

しかし、それだけではなかつた。すなわち、本系図集には中世文書が引用されていたのであり、これを考証すれば、相双地域の中世史の一端を解明することにも通ずるはずである。以下、該当箇所を考察することによつて、中世史研究に近世史料が資するという実例を提示したい。なお、中世文書が引用されている点については大迫氏よりご教示を得るとともに、相馬市史編さん室に御配慮をいただいた。併せて深謝申し上げたい。

まず、「衆臣家譜」巻之三（相馬市史資料集・特別編6、一〇〇八）に収録される「平姓室原氏」系図の関連箇所を抽出しておこう。なお、適宜、通し番号を付けておく。

室原氏者

- 桓武天皇之皇子葛原親王之後常陸大掾国香之苗裔標葉氏ノ庶流ニシテ而住于標葉郡室原村ニ、故ニ氏ス焉、先代系図紛失シテ而不伝、故ニ中古之連續不詳、雖然正安・延慶以来至貞和・觀応年中ニ、從鎌倉將軍家所賜之証文・感狀等數通于今伝焉、仍其文章各長略シテ舉ルコト大目ヲ如左、
①正安二年十二月廿四日隆俊及末期、嫡子標葉隆氏在鎌倉之間、繼母尼法真授与讓狀ヲ一男室原孫四郎隆実也、故ニ兄弟及争論訴鎌倉之處、下浦村可為隆実カ之所領御下知状、延慶三年五月十八日、陸奥守平朝臣判・相模守平朝臣判、
②尼法真領地下浦・室原村之内御証文、応長元年六月十八日、左衛門尉判・散位判、
③尼法真領地下浦・室原村内以亡父平隆俊跡ヲ所被配分也、守先例可領掌御下知状、応長元年七月八日、陸奥守平朝臣判・相模守平朝臣判、
④隆俊女子新開四郎三郎妻分地御証文、応長元年六月一八日、左衛門尉判・散位判、
⑤隆俊女子新開四郎妻三郎領知標葉郡組倉村内・下浦村内亡父平隆俊跡所配分、守先例可令領掌之御下知状、応長元年七月八日、陸奥守平朝臣判・相模守平朝臣判、
⑥隆俊二男隆美賜室原村内田一町余分地之御証文、応長元年七月八日、陸奥守平朝臣判・相模守平朝臣判、
⑦標葉彦三郎高光属中賀野八郎殿代官伊賀式部左衛門貞長、宇多庄横川城合戦先懸目安一通、建武四年十一月十九日、承判、

⑧標葉小五郎高連代子息彦三郎高光属大将軍中賀野八郎殿、押寄標葉郡手岡城、令退治并侍所伊賀左衛門次郎貞長為大將馳向宇多庄橋、十一月一日渡川尽戰功目安一通、建武四年十一月廿一日、承判、

⑨標葉彦三郎高光、於下總國登毛郡、普音寺入道孫子令蜂起之時、属大将軍中賀野八郎殿抽軍忠目安一通、建武五年正月五日、一見承判、

⑩標葉四郎左衛門清隆去二月十六日伊勢國小屋松合戰於搦手致軍忠、同三月十三日八幡合戰於搦手致忠節、同月十六日天王寺合戰、属大將之隊、馳向浜手懸入大勢ノ中、切捨三人、分捕一人、証人石思五郎・石川五郎令見知、目安一通、建武五年三月、承判、

⑪右同人右大將家兵庫嶋御發向之御供、今月二日攝州湊川先懸、同三日生田森并摩那山麓合戰之時、抽軍忠目安一通、建武五年六月九日、承判、

⑫標葉彦三郎隆光伊豆國仁科城軍忠之感狀、曆応二年二月廿日、民部太輔判、

⑬標葉彦三郎隆光去正月廿日馳着伊豆國仁科城、於大手致軍忠、同廿三日抽軍忠被疵目安一通、曆応二年二月、一見判、

⑭標葉小五郎隆連代子息彦三郎隆光陸奥國埋峯・靈山・安達郡成田城・伊達郡藤田城・田庄村宇津峯合戰致軍忠目安、貞和三年九月、一見判、

⑮標葉四郎左衛門尉清隆去十一月十一日於鬼屋宿進代官秀五郎秀春、同廿二日於倉本合戰致忠節、同十一月八日馳參名取郡物響御館、同廿二日広瀬川合戦先懸抽戦功、仁木式部太輔殿所見知着到一通、観応二年十二月、承判、

已上十五通

一 標葉氏の内紛と得宗専制

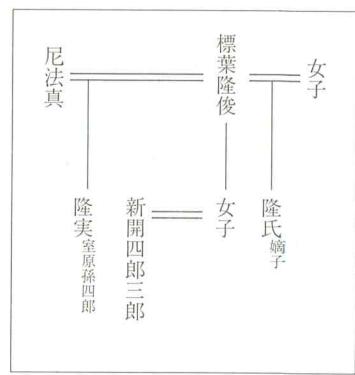
室原家に伝來したという、これら一五通の文書については、どの程度の信憑性があり、どのようなことが判るのだろうか。以下、検討を加えたい。

①～⑥は一連の文書である。まず①は延慶三年（一一三〇）に陸奥守平朝臣・相模守平朝臣の二名によつて発給されたものであるが、官途から、陸奥守は大仏宗宣、相模守は北条師時に比定される。この二名は当時の連署・執權であるから、その発給文書は「関東下知状」と思われる。

①の内容は、正安二年（一一三〇）一二月二十四日、標葉隆俊の「末期に及び」死去した際、嫡子標葉隆氏は鎌倉にいたため、継母の尼法真によつて譲状が二男室原孫四郎隆実に与えられた。そのため、兄弟は相論に及び、鎌倉幕府に訴えたところ、延慶三年五月一八日、下浦村を隆実の所領とする裁決が下され、下知状が作成されたというものである。

なお、継母尼法真が譲状を隆実に与えたという記述は、標葉隆俊の死に伴い、尼法真が実子である隆実への所領譲与を代行したことを推測させ、こ

図1 標葉氏略系



れを不満とした継子の隆氏が幕府に訴えたことが考えられる。(3)(5)(6)は発給日が同日であるから、相論に対する裁決状であつて、とくに(3)(5)は「守先例可領掌御下知状」「守先例可令領掌之御下知状」の文言から、関東下知状の内容を一部抽出ないし略述したものであろう。

その文書は伝来されていない。恐らく、この室原氏は隆実の系統なのである。これらの血縁・婚姻関係を整理すると、図1のようになる。

問題は(2)(4)である。(2)は尼法真が下浦・室原両村内の一^(註)部を、(4)は隆俊の娘（新開四郎三郎の妻）が組倉・下浦両村内の一^(註)部を支配することに関連する文書であるが、問題は関東下知状よりも早くに下された応長元年（一二三一）六月一八日という発給日であり、発給者である左衛門尉某、散位某である。

関東下知状に類似した文書形式に、六波羅探題や鎮西探題から発給される六波羅下知状や鎮西下知状がある。これらは結果的に執権北条氏の一族が発給するものであるが、いずれも受領名を名のつており、左衛門尉や散位という下級官職や前職者ではない。したがつて、(2)(4)は関東下知状でもなければ六波羅下知状でも鎮西下知状でもない。そこで、これに類似した、あるいは類似すると想定される文書形式を考えると、以下のような史料が確認される。

異国降伏御祈事、御教書如此、任被仰下之旨、可致精勤之由、相触若狭國中、可令執進卷數給之旨候也、仍執達如件、

正應五年十月十三日

右衛門尉在判

沙 弥在判

左衛門尉在判

工藤右衛門入道殿

この文書は、「異国降伏」を祈禱するよう幕府から御教書が下されたので、その旨に従つて精勤するよう若狭国全域に連絡し、その報告を提出する

よう命令したものである。当時の若狭守護は北条得宗家であつたから、幕府の命令は形式的には得宗家（守護）に伝えられ、得宗被官（御内人）から若狭国の守護代工藤右衛門入道に伝えられた。こうした事務連絡は、得宗家に設置された公文所に勤務する御内人によつて執行された。公文所は、得宗家の所領支配や御内人への下命を差配したから、右衛門尉以下の三人も御内人ということになる。^(註三)

したがつて、この文書の前提には、幕府から得宗家に下された「御教書」の存在が想定されるが、それが以下の史料である。

異国降伏御祈事、先々被仰下畢、武藏・上野・伊豆・駿河・若狭・美作・肥後国一宮・国分寺・宗寺社、殊可令致精勤之由相触之、可執進卷
数之旨、可令下知給之由、被仰下候也、仍執達如件、

正応五年十月五日

陸奥守^(北条貞時)

進上
（北条貞時）

相模守殿

すなわち、モンゴル襲来の噂があつてのことであるが、異国（モンゴル）の降伏を祈念するよう（朝廷から）仰せ下された。そこで、武藏以下六か国内の一宮・国分寺・宗たる寺社に対し精勤することを連絡し、さらにその際に用いた経巻の提出を下知することが、執權・連署から仰せ下されたので取り進めるように、という内容である。

武藏以下は、当時、北条得宗家が守護となつていた国々であつて、そのため、この「御教書」の宛所は得宗家の当主でもある北条貞時となつてゐる。この命令を受けた得宗家の公文所は、それぞれの国の守護代に「得宗家公文所奉書」を発給したものと思われるが、現在は若狭国の守護代である工藤氏に出されたもののみが残されている。

②④の文書形式が判然としないため、断言はできないが、発給者が「左衛門尉・散位」という点では類似する。もし、この二通が得宗家公文所の奉行人から發せられた「得宗家公文所奉書」とするならば、尼法真や標葉隆後の娘（新開四郎三郎の妻）は、得宗家の被官（御内人）であつたことになり、標葉郡の一部が得宗家の所領に組み込まれていた可能性がある。

但し、その後、二人に対して関東下知状が發給されていることは、御家人身分であつたことをも意味している。御家人であると同時に得宗家にも奉仕する二つの立場を使い分けているとも考えられる。少なくとも、尼法真の行つた標葉隆実への所領譲与に対し、反発した標葉隆氏が提訴し、さらにその姉妹に当たる新開四郎三郎の妻も同調したものであろう。

以上のように考えることができるならば、次に記載する「北条高時安堵下知状」も新たな理解をもたらすことになる。

□奥國標葉郡内於中田□、□葉五郎四郎清直安堵御判、為後日謹言上、仍安堵御判、下知如件、

近世のなかに発見された中世

元亨四年六月二日

相模守(花押)(北条高時)

すなわち、本史料は標葉郡中田村の安堵を要請した標葉五郎四郎清直に対し、執権北条高時が了解して安堵したものと漠然と考えられてきた。しかし、標葉氏の一部が北条得宗家に奉仕する立場に組み込まれていた、あるいは標葉郡の一部が得宗家の支配に組み込まれていたと仮定するならば、高時は執権として安堵したのではなく、得宗家の当主として「御内人」(注6)標葉清直の所領支配を安堵したと理解されるのである。さらに、「標葉郡」が北条得宗家の所領を示唆するものとして、次の史料がある。

大和国鳥見・矢田両庄事、為陸奥国標葉庄替、被付東北院門跡云々者、不可有改動之儀之處、庄官等廻縱横秘計、不叙用下知云々、事實者、太以不可然、早可改易所職、可令致興行沙汰給旨、天氣所候也、仍上啓如件、

元弘三年

十二月十七日

右中弁宣明

謹上 東北院僧正御房

当初、後醍醐天皇は東北院門跡に標葉庄を与えたのであるが、のちに大和国鳥見・矢田両庄に替えたところ、庄官らは「縱横秘計」を廻らし、下知を受け容れないので、彼らの所職を早く改易すべきである、というものである。なお、この文書には「標葉庄」とあり、高時が安堵した所領は「標葉郡」であったが、こうした事例はまま見られるものであり、同一地を示すものと理解しておきたい。

とすれば、標葉郡は元弘三年一二月以前、東北院門跡に与えられていたことになるが、その時期は明らかにはできない。ただ、同郡が得宗家に関わる所領であつたならば、元弘三年五月の幕府滅亡後、建武新政府に没収され、東北院門跡に寄進された可能性が高い。しかるに、こうした新政府の処置に対し、庄官等は反発したらしく、「廻縱横秘計、不叙用下知」という事態を招いたのである。

この「庄官等」が標葉氏であったことはいうまでもない。その後も標葉氏は新政府方として行動したようであるが、次第に新政府に対する反発は増幅し、ついにその反発は行動となつた現れた。例えば、次の史料をみてみよう。

(北条高時)
(花押)

大河戸三郎左衛門尉隆行申、標葉孫九郎跡半分事、自津輕戰場逃上之間、被分召之、所被宛行于隆行也、早稟件所可沙汰付彼代官、本主縦帶
綸旨 国宣、雖支申之、不可許容、有子細者、追可注進之旨、国宣候也、仍執達如件、

建武二年六月廿五日

右近将監清高奉

標葉平次殿

すなわち、標葉孫九郎は津軽の戦場より逃れ去つたために所領半分を没収され、大河戸隆行に宛て行われたのである。「標葉孫九郎」の実名は確認できないが、恐らく尼法眞の子・室原孫四郎隆実あるいは標葉五郎四郎清直の系統と推測されるが、以後、足利方として行動するようになるのである。

二 南北朝期の内乱と標葉高光の動向

(7)～(15)は、南北朝期の建武四年（一二三三七）～觀応二年（一二三五一）における標葉氏の転戦記録ともいべきものである。いずれも北朝年号が用いられており、標葉隆俊の系統が一貫して北朝方として行動していたことが理解できる。但し、標葉氏にも南朝方として行動する系統があつたことは、相馬岡田家文書「相馬長胤軍忠状」^(註7)に、「一、同廿七日、標葉庄地頭等為御敵馳向之間、差向致合戦之処、標葉弐四郎清兼・同舎弟彌五郎仲清・同舎第六郎清信・同舎第七郎吉清・同小三郎清高・同余子三郎清久等、長胤舎弟七郎胤春相共ニ召取之畢、然間胤春乗馬、若党又三郎乗馬等被射殺畢」とあり、相馬長胤が「御敵」（南朝方）である標葉庄地頭等と合戦、標葉清兼以下が長胤・胤春（治）兄弟に召し取られたことがわかる。

(7)の標葉彦三郎高光は、(8)から標葉小五郎高連の子息であるが、(9)(12)(13)(14)から宇多庄近辺の戦いの後、下総国に転じ、さらに伊豆国仁科城で戦い、再び陸奥に戻ると、埋峯・靈山・安達郡成田城・伊達郡藤田城・田村庄宇津峯と転戦したことがわかる。一方、(10)(11)(15)から標葉四郎左衛門清隆は、伊勢から八幡（石清水八幡宮か）、さらに天王寺から湊川や生田森などに転戦、陸奥に戻ると倉本（川か）や名取郡、さらには広瀬川で戦つたことが読み取れる。高光（標葉氏の通字は「隆」であり、隆光が正しいかも知れない）と清隆との関係はわからないが、その転戦地は極めて広範囲であり、それぞれの合戦で軍功を求めた時の「軍忠状」であることは、それぞれの文末に「承判」ないし「一見承判」とあることから確認できる。

(7)(8)とも、宇多庄近辺の戦いに関する史料である。建武四年一月一九日以前、高光は中賀野八郎の代官伊賀貞長に属して宇多庄横川城で先懸けを働き(7)、また、標葉郡手岡城を攻撃、その後、「侍所」伊賀貞長が「宇多庄桶」を攻撃した時にも従い、一月一日には川を渡つて戦功を尽くしたという(8)。

中賀野八郎は、足利尊氏によつて陸奥支配を託された斯波家長の武将で、義長と名のつた。伊賀貞長は好島庄の領主で、早くから足利方に属した。中賀野義長が、伊賀貞長を派遣して宇多庄を攻撃したのは建武四年一月一日であることは、「岡本隆弘代国近軍忠状写」^(註8)からも確認できる。

近世のなかに発見された中世

目安

岡本三郎四郎^{隆弘代孫}次郎国近軍忠事、

右、為宇多庄凶徒対治、自中金八郎殿、依被差遣伊賀左衛門次郎貞長、属于彼手、十月十九日罷立岩城郡、同十一月一日押寄横河城、致合戦条、御見知之上者、賜御判、為備後証、目安如件、

建武四年十一月 日

「承候了(中賀野義光)（花押）」

すなわち、岡本隆弘は宇多庄の凶徒（南朝方^二白河結城氏）攻撃を中金八郎（中賀野八郎）から命じられた伊賀貞長に属して一〇月一九日に岩城郡（隆弘の本領地）を出立、一月一日には横河城を攻撃したのである。恐らく、現在の福島県浜通りを北上した貞長勢に標葉高光が合流したものと思われる。なお、横河城は『奥相志』^(註九)入山上村に「横川」の地名があり、『福島県の地名』（平凡社）は山上村（入山上村を合併）字堀坂の古館跡を横河城に比定する。

ところで高光が攻撃した標葉郡手岡城は、現在の富岡町「手岡」に該当するというから、標葉郡は楨葉郡の誤りである。また、『福島県の地名』によれば「ちようか」と呼ぶというから、「楨葉郡朝賀城」のことであろう。とすれば、一〇月四日に行方郡小池城（南相馬市鹿島区小池）を攻撃、同六日に落城させた後、伊賀貞長に属した標葉高光は「宇多庄楯」に向かい、一月一日に川を渡つて戦功を尽くしたのであるから、「宇多庄楯」とは横河城を指し、「川」も宇多川（の上流か？）の可能性が高い。したがって、標葉高光は直近の横河城での戦功を一月一九日に報告するとともに、それ以前の戦功と横河城での戦功を併せて、あらためて一二日に再報告したものと思われる。こうした二重報告ともいいうべき「軍忠状」の提出は、他にも見られる。^(註十)

⑨に記される「下総国登毛郡」は未詳、下総国に登毛郡はないが、土氣郡が上総国には存在する。また、「普音寺入道」は『尊卑分脉』や『続群書類從』卷第一四〇「北条系図」に、



とある普園寺¹¹⁾・「普音寺」は基時と思われ、「普音寺入道孫子」は基時の子孫の意味であろうか。基時は、正和四年（一二一五）七月に執権に就任するも、翌年には辞任して出家、新田義貞が鎌倉を攻撃した時には化粧坂を守り、鎌倉の普恩寺で自害した幕府の重鎮である。^{註11)}

したがって、上総國土氣郡内で基時の子孫が蜂起した時、高光は中賀野義長に属して軍功に励み、建武五年（一二三八）二月に軍忠状¹²⁾を提出、「承判」を受けたことを示している。「承判」を受けた時期が二月であることから、「普音寺入道孫子」の蜂起はその前年¹³⁾・建武四年の可能性がある。なお、「普音寺入道孫子」については、後述する。

その後、高光は伊豆に転戦した。すなわち、¹²⁾は伊豆国仁科城での高光の軍功に対し、暦応二年（一二三九）二月に民部太輔が感状を下したもの。¹³⁾によれば、同年正月二〇日、高光は仁科城を攻撃する勢に合流、早速、大手にて軍忠を致し、さらに二三日には疵を蒙るという軍忠を勧いたので軍忠状を提出、確認の承判（一見判）を得ている。恐らく、仁科城での合戦における軍忠を報告して承判を得るとともに¹³⁾、その後二月二〇日になつて、民部太輔から感状¹²⁾を与えられたものと思われる。仁科は、現在の静岡県西伊豆町仁科に比定されるが、幕府滅亡時には北条貞直が支配していたために没収され、足利尊氏に与えられたことは、元弘三年後半のものと考えられる「足利尊氏・同直義所領目録」¹⁴⁾に、「伊豆国仁科¹⁵⁾」とあることから確認できる。

鎌倉幕府滅亡後も、北条氏の遺児・遺臣による蜂起が相次いだ。例えば、建武二年七月には、北条高時の遺児時行は信濃で挙兵、鎌倉を占拠した。いわゆる「中先代の乱」である。しかも、尊氏と後醍醐天皇が対立するようになると、建武四年・延元二年、天皇は朝敵恩免の諭旨を時行に下し、尊氏・直義兄弟の追討を命じた。建武四年八月、再び奥州を進発して武藏に入つた北畠顯家勢に加わった時行は、一二月には鎌倉を再占拠している。

その後、上洛を続ける顯家は翌暦応元年・延元三年（一二三八）五月、和泉堺浦で高師直に敗れて戦死。既に建武三年一二月に後醍醐天皇は吉野に逃れており、起死回生策としての顯家¹⁶⁾・奥州勢の再上洛も効なく、尊氏方の優勢は揺るぎなかつた。そうしたなかで、北畠親房は海路、常陸国に至り、南朝方の勢力回復に努めたため、高師冬勢とのあいだに合戦が続いた。標葉高光が軍功に励んだ伊豆国仁科城での戦いもその一環であつたろう。

ところで、『鶴岡社務記録』^(註二十三) 景応二年（一一三三九）二月条には、「自伊豆仁科城凶徒卅七人、目代具參、此内十二人者、於龍口被切了、大將普蘭寺左馬助云々」である。この「大將普蘭寺左馬助」は、普園寺殿北条基時の孫にあたる友時で幼名を松壽と称した。したがつて、⑨の「普音寺入道孫子」も友時の可能性が高く、景応二年・延元四年二月の仁科蜂起以前、建武四年・延元二年後半に下総ないし上総で蜂起したと考えることもできる。同年には、後醍醐天皇の綸旨によつて尊氏追討を命じられた北条時行が北畠顯家勢に合流、一二二月に鎌倉を再占拠したことは既述した。北条時行の行動に、「普音寺入道孫子」＝北条友時も連携していたと考えることもできる。こうした顯家+時行＝南朝方の軍事行動に対して、標葉高光は中賀野義長＝北朝方に属して軍功に励んだのである。

しかし、景応四年（興国二年・一三四二）には南朝方の小田治久が北朝方に通すると、康永二年（興国四年・一三四三）には結城親朝が北朝方に転じ、一月には南朝方の拠点である閔・大宝両城が落ちると、北朝優位は確定的となつた。北畠親房の常陸支配も叶わず、吉野に戻らざるをえなかつた。

一方、景応二年（延元四年・一三三九）八月、後醍醐天皇の後を継いで義良親王が皇位につくと（後村上天皇）、北畠顯家の弟顯信は常陸国を経て陸奥国田村庄宇津峯城に入り、葛西氏をたよつて桃生郡に向かつた。以後、葛西氏や南部氏とともに北奥を支配した顯信に対し、多賀国府にあつた北朝方の石塔義房も苦慮したが、常陸國の小田治久や南奥の結城親朝が北朝方に転じたため勢いを挽回、景応四年の栗原郡三迫の合戦に勝利し、北朝優位の状況を確保したのである。

ところが、貞和元年（興国六年・一三四五）、京都における尊氏派・直義派の対立によつて義房は京都に呼び戻され、かわつて畠山国氏・吉良貞家が両派を代表して奥州管領として着任した。当時、南北両朝の抗争は小康状態を保っていたが、北奥では北畠顯信・南部氏が、南奥では靈山・宇津峯両城を拠点とした伊達氏や田村氏が南朝方として残存していた。そのため、国氏・貞家は北朝勢を糾合して、貞和三年には伊達郡藤田城、小手保河侯城を陥落させ、靈山・宇津峯両城を攻撃して、同年七月には中通りの一部を平定したのである。

標葉高光がいつ南奥に戻つたか明らかではないが、恐らく閔・大宝両城が陥落した康永二年（一一三四二）以後であろう。したがつて、「埋峯・靈山・安達郡成田城・伊達郡藤田城・田村庄宇津峯」などの合戦による軍忠を報告、確認の承判（一見判）を得た時期は、貞和三年（一一三四七）九月であるが、それは康永二年以後の合戦における軍忠と思われる。

また、当時は南朝方として行動した国魂氏も北朝に転じ、康永三年には吉良貞家に属して宇津峯城攻撃のために着陣、さらに、貞和三年七月以降、伊達郡藤田城や靈山・宇津峯両城を攻撃して戦功をあげ、九月になつて軍忠を報告している。^(註二十四) この貞和三年九月という日付は、標葉高光が軍忠状を提

出したものと一致するから、高光の行動も國魂行泰のそれに似た内容であつたものと思われる。

鎌倉幕府が崩壊して以降、南北朝期における高光の軍功は、以後の標葉氏の歴史に大きな影響を与えたものと思われ、こうした軍忠状等が代々相伝されたのである。

三 南北朝期の内乱と標葉清隆の動向

次に、残る⑩⑪⑯に記載される標葉清隆について考えてみよう。⑩は、建武五年＝暦応元年（延元三年・一三三八）二月の伊勢国における合戦、同三月の八幡・天王寺における合戦のそれぞれの軍忠を報告、その承判を受けたものである。なお、清隆の軍忠状は「建武」を用いており、北朝方として行動していたことがわかる。

ところで、建武三年六月、足利尊氏が光厳上皇を奉じて入洛すると、捕縛された後醍醐天皇は光明天皇に神器を渡し、翌月には吉野に逃れたのである。所謂南北両朝の並立である。翌年八月、靈山にあつた北畠顯家は再び南下して京に向かつた。一二月には鎌倉で斯波家長を撃破したものの、美濃青野原で桃井直常らに破れ、伊勢に転じた。建武五年・延元三年二月、伊賀より奈良に入つた顯家勢は、以後、河内や山城男山・天王寺などで高師直と対戦、五月の堺浦・石津での戦いで敗死するのである。

したがつて、⑩に記される「伊勢国小屋松」の地を確定できないものの、再上洛しようとする北畠顯家が桃井直常に敗れて東海道筋を進撃できず、やむなく伊勢に転じた際に起つた合戦の地ということになる。

ところで次の史料「小平光俊軍忠狀」^{〔註五〕}には

石河小平七郎三郎光俊申軍忠事

- 右、為顯家卿後攻、自奥州馳上、當年建武五一月十一日、勢州御發向之時、屬御手、同十六日、於伊勢國雲地河、致軍忠訖、
- 一、同廿八日、於奈良坂、抽合戰忠節畢、
- 一、同三月十三日、於男山洞嶺、致忠節畢、
- 一、同十六日、於安部野、致合戰之忠訖、
- 一、同五月廿二日、於和泉國堺浦、致軍忠畢、此等次第同所合戰之間、須賀兵庫允・佐々木左衛門六郎令見知訖、然早預御証判、欲備龜鏡之狀、
- 近世のなかに発見された中世

如件、

建武五年閏七月

(花押) (異筆)
〔是將軍御判〕

とあり、北朝方の石川光俊は「伊勢国雲地河」での軍忠を報告している。「雲地河」は、雲出川・雲津川(くもづがわ)のことと思われ、現在の津市と松阪市の中间、一志郡を東流する河川である。

さらに史料「國魂行泰軍忠狀」(忠じよじよ)には

陸奥国岩城郡國魂太郎兵衛尉行泰申合戰事

一、去年十二月十三日、上野国富根河合戦、致忠畢、

一、同十六日、武州安保原合戦、抽軍忠者也、

一、同廿四日・五日、鎌倉飯嶋相本合戦、捨身命、致忠畢、

一、今年正月廿四日・廿八日、美濃国阿時河赤坂合戦、致忠節者也、

一、同二月十四日・十六日、伊勢国河又河口合戦、抽軍忠畢、

一、同廿八日、奈良合戦、致忠了、

一、同三月八日、河内国古市河原合戦、抽軍忠者也、

一、同十三日・十五日・十六日、八幡渡野辺・天王寺、於所々合戦、致忠節畢、

所詮自勲乱、最前至于今、抽忠節之条、大將軍御見知之上者、預御証判、為施弓箭面目、恐々言上如件、

延元三年三月
日

とあり、南朝方の國魂行泰は「伊勢國河又河口」の合戦における忠節を報告している。現在、「河又」川の名は確認できないが、「三重県の地名」(平凡社)によれば、式内社「川俣神社」の遺称地が旧鈴鹿郡内に六か所ほど確認されるという。史料⑩には「河口」ともあるから、郡内の小河川が合流して伊勢湾に流れる鈴鹿川とも考えられる。津市の北に位置する。恐らく、上洛を果たそうとする北畠顯家と桃井直常ら北朝方との交戦は激しく、伊勢各地で激戦が展開されたのであろう。

敗れた顯家は、伊勢から大和奈良に入つたが、追撃する北朝方と合戦したことは、顯家とともに行動した國魂行泰の軍忠状に「(二月)廿八日、奈

良合戦、致忠了」とあり確認できる。なお、岡本良円の着到状および軍忠状には
着到

奥州岡本觀勝房良円

右、南都并八幡・天王寺御発向之間、御共仕候畢、仍着到如件、

建武五年三月廿一日
(証判)(高師直)
〔花押〕

岡本觀勝房良円軍忠事

一、去三月廿八日南都御共仕、於奈良坂本、致軍忠畢、
一、同三月十二日男山御共仕、同十三日合戦抽軍忠畢、

一、同十四日天王寺御共仕、同十六日安部野合戦、致軍忠、則攻入天王寺、致合戦之刻、新田西野修理亮之手者一人生捕之条、於天王寺面之□、

石河孫太郎入道、長田左近為奉行、被遂実檢之上、高橋中務丞為奉行、重被実檢畢、

とそれぞれある。良円の着到状・軍忠状に証判を据えたのはいずれも高師直であったから、良円は師直に従つて行動していたのであろう。しかも、「二月廿八日南都御共仕、於奈良坂本、致軍忠畢」との文面からは、伊勢から南都・奈良に転戦したことが考えられる。

標葉清隆の転戦記録は、「八幡」「天王寺」と続いた。これもまた、小平光俊の「三月十三日、於男山洞嶺、致忠節畢」、「同十六日、於安部野、致合戦之忠訖」や、岡本良円の「三月十二日男山御共仕、同十三日合戦抽軍忠畢」、「同十四日天王寺御共仕、同十六日安部野合戦、致軍忠、則攻入天王寺、致合戦」との記述から、少なくとも「伊勢」以後は彼らと同一行動を取つていたと考えられる。

すなわち、標葉清隆が石清水八幡宮（男山）に籠る北畠顯家を攻め、さらに天王寺・安部野（阿倍野）合戦に「大將之隊」に属して浜手に向かい、敵勢に討ち入つて三人を切り捨て、一人を捕らえるという軍功をあげた際、その軍功を「石思五郎・石川五郎」が見知り見届けている。さらに標葉清隆の軍忠状の日付は三月、岡本良円が着到を報告したのが三月二日で、それに証判を下したのが高師直であること、天王寺合戦における岡本良円の軍功「一人生捕」を確認し実検した者が「石河孫太郎入道」＝南奥・石川庄の住人であることなどから、清隆の軍忠状に証判を下したのも高師直の可能性が高い。北朝方についた標葉氏は、岡本氏や石川氏とともに、同じ南奥の武士でありながら、南朝方の国魂氏と戦闘を繰り広げたのである。

ところで⑪は、「右大將家」が兵庫嶋を出発した時、標葉清隆も供奉、六月一日、摂津湊川に先駆けし、翌日の「生田森并摩那山麓」の合戦に軍忠

を抽んじたため、報告して証判を得たというのである。六月二日に清隆が「摂州湊川」で先懸けしたとは、「湊川」で合戦が行われたことを示すとともに、翌三日にも「生田森并摩那山麓」で合戦があつたことを示している。その位置関係から、西から東に向かつて合戦が展開されたことになる。しかし、建武五年六月当時、湊川や生田森での合戦は確認できない。

ここで想起されるのは、建武三年五月、鎮西から上洛しようとする足利尊氏が、五月二五日に湊川で新田義貞・楠木正成を破つた戦さであろう。また、『梅松論』下には「去程に翌五月廿六日、兵庫を立て西宮に御陳をめされき 湊川にて正成を討て、大勢にて都へのぼるよし聞えければ、廿七日、去正月の夕のごとく又山門へ臨幸なる」とあり、尊氏が湊川から東の西宮に陣を進め、さらに大軍でもつて上洛するうわさが伝わると、二七日、後醍醐天皇は去る一月、鎌倉から上洛した尊氏に対抗して比叡山に行幸した時と同じように臨幸したというのである。

具体的な合戦の記述はないものの、湊川から西宮に進軍する時、「生田森并摩那山麓」を経由するはずであり、湊川で敗れた南朝方との交戦が簡単に終結したとは考えられない。恐らく、敗走する南朝方を追撃するように、周辺地域で戦いが展開されたものと考えられ、その一つを「生田森并摩那山麓」と考えることは可能であろう。

このように理解する時、史料⑩は標葉清隆が軍忠状を提出した時が建武五年六月なのであって、その内容とするものは、建武三年五月の湊川合戦に関するものと考えるべきであろう。したがつて、⑩は本来残されていた「標葉清隆軍忠状」ともいいくべきものを、『衆臣家譜』編纂時かは断言できないものの、系図編纂に際して使用した際、その内容をまとめようとして誤つたものとも考えられる。同時に、⑩をこのように理解する時、清隆は尊氏の湊川合戦に従軍し、さらに尊氏とともに上洛したことがわかる。

では、湊川合戦以前の清隆の動向はどうに理解されようか。建武三年正月、鎌倉から西上した尊氏が入洛、これを奥州勢を引き連れて初めて上洛した北畠顯家の大軍が追撃、二月、破れた尊氏は海路鎮西に逃れた。その後、三月には筑前多々良浜で南朝方の菊地武敏を破り、翌月に大宰府を発した尊氏勢は京に向かつて瀬戸内を東上したのである。このように考えると、標葉清隆が途中で尊氏勢に合流できる余地は無く、恐らく鎌倉を占拠した北条時行を攻略すべく、尊氏が後醍醐天皇の了解無く東下した建武二年八月前後には清隆も合流したのではないだろうか。以後、清隆は尊氏と行動を共にするのである。しかし、⑩には、建武五年二月以降、清隆が「伊勢国小屋松合戦」を経て「八幡」「天王寺」と転戦していることは確実視される。したがつて、建武三年六月の尊氏入洛以降、建武五年二月の「伊勢国小屋松合戦」までの動向は不明とせざるをえない。

なお、清隆が伴した「右大将家」とは右近衛大将の略であるが、『公卿補任』建武二年条によれば、尊氏は「鎮守府將軍」（一般には征東將軍）、翌三年一一月には権大納言に補任されているが、「右大将家」に任せられたことはない。なお、尊氏が征夷大将軍に補任されるのは建武五年八月のこと

である。したがつて、尊氏を「右大将家」とするのは系図の誤りである。しかし、その誤りは、後に幕府を開く尊氏と、鎌倉に幕府を開いた源頼朝との類似性からもたらされた誤認ともいえよう。すなわち、源頼朝は建久元年に権大納言・右大将に補任されたのであるが、この「右大将」の地位こそ幕府を開くことのできる立場であつて、征夷大将軍の地位とは直接的には関係ない。恐らく、尊氏が権大納言に補任されたことが「右大将」補任と関連づけられ、系図編纂時に「権大納言」尊氏が「右大将」尊氏と誤解されたのではないだろうか。それは、系図編纂時に至るも、幕府開設と征夷大將軍就任とが直接関連しないという考えが一般的であったことを示している。

(15)は、觀応二年（一三五二）一二月、標葉清隆が「仁木式部太輔殿」に着到状を提出し、「承判」を受けたものである。その内容は、

一一月一一日 代官秀五郎秀春を「鬼屋宿」に派遣

一二日 「倉本合戦」にて忠節

一一月 八日 名取郡「物饗御館」に着到

一二日 「広瀬川合戦」で先懸、戰功

といふものであるが、その日付は必ずしも整序的ではない。この「倉本合戦」「広瀬川合戦」については、觀応三年一一月二三日付「吉良貞家^{註八}挙状」に記載される。

- i. 去建武二年下總国千葉城発向之時、親胤属当手、至于箱根坂水呑戦致功候訖、
- ii. 次奥州下向之後、去貞和三年伊達郡藤田・靈山・田村□、宇津峯城等発向之時、率一族馳參、依抽軍忠、郎従等被疵候、加之、去年宇津峯宮・伊達飛驒前司・田村庄司一族以下凶徒、府中襲□之處、
- iii. 同十月廿二日馳向柴田郡倉本河、一族并郎従數輩手負打死之上、親胤被疵候、同十一月廿二日於名取郡広瀬河合戦、進代官致忠候、
- iv. 就中、今年田村庄凶徒対治之刻、最前進子息治部少輔胤頼、於安積郡部谷田陣、至佐々河・田村・矢柄・宇津峯当陣、抽忠節候、仍可浴恩賞之由、令言上候、

が参考になる（傍線筆者）。

この書状は、奥州管領吉良貞家が相馬親胤の軍忠を、足利尊氏の執事仁木頼章に報告、恩賞を要請したものである。とくに、建武二年（一三三五）の千葉城攻撃後、足利尊氏に従つて箱根水呑で新田義貞軍と合戦に及んだこと、奥州下向後の貞和三年（一三四七）には、伊達郡の各地で南朝方と合戦、吉良貞家が国府奪還のために北上した觀応二年一〇月には、柴田郡倉本河の合戦（所謂船迫の合戦）で親胤自身が負傷したこと、そのため、翌

一月二二日の廣瀬川の合戦には代官を派遣、さらに今年になつてからは子息胤頼を安積郡方面に派遣して忠節を働いていることなどがわかる。

また、觀応三年一〇月二九日付「吉良貞家吹拳状写^(註九)」は、仁木兵部大輔（頼章）に宛てたものであるが、そこには、「去年：凶徒寄來名取郡之時、差進代官結城又七兵衛尉并軍勢、十一月廿二日於同同郡廣瀬河、致軍忠之刻、郎従被疵候」とあって、前掲「吉良貞家拳状」の内容と近似する。ここに記述される「廣瀬川」は、仙台市内を東流する河川であり、仙台市北半の旧宮城郡と南半の旧名取郡を隔てる「名取川」の支流である。したがつて、「家譜」に記載された一月二二日・二三日はいずれも一〇月であつたこと、「倉本」は柴田郡内を流れる「倉本河」（現在の白石川）のことなどが確認される。

ところで、明和九年（＝安永元年・一七七二）、仙台藩の田辺希文によつて編纂された『封内風土記』卷之五（名取郡）には、

吉田邑（中略）

那智山物饗寺。真言宗。武州江戸弥勒寺末寺。伝云。用明帝之御宇草創。開山僧名不伝。豊前州宇佐宮慈現法印中興。不詳其年月。那智權現之別當也。永正中。当家十三世尚宗君。造營殿堂。是以安置十二世成宗君・尚宗君靈牌。二十世肯山君祈尊考雄山君冥福。命讀誦普門品三十三万卷。歷三年。而終功。故雄山君靈牌亦安置焉。往古有二十四坊。今悉荒廢。惟存其名。有尚宗君所賜之書。及造營旧記等。無住時附託禰宜治兵衛者。肯山君世公取之。

とある。吉田邑は、現在の名取市高館吉田のことで、ここに那智山物饗寺が存在していたことがわかる。^(註十)

那智山物饗寺は、「那智權現之別當也」とあるように那智權現（那智神社）の神宮寺として存続していたが、『封内風土記』が編纂された明和九年當時は廃絶されていたようである。その西に位置する高館山は那智山ともよばれ、中腹に熊野那智神社が鎮座し、頂上部に高館城跡がある。

（觀応二年）十一月二十五日付「吉良貞家書狀^(註十一)」には、「一日合戦、御代官致忠候、神妙目出候、抑名取要害堅固未作之間、依用心難儀、遷伊具館候了」とあつて、「名取要害」の存在が知られるが、これが高館城跡との指摘もある。

「名取要害」や高館城跡と「物饗御館」との関連は判らないが、貞家が堅固に造作されていなかつた「名取要害」から伊具館に遷つたことなどから、北朝方の標葉清隆が馳せ参つた「物饗御館」もまた北朝方の施設であつたろうし、少なくとも「名取要害」と「名取郡物饗御館」は同一施設か、あるいはその近辺に位置づけられよう。この後、標葉清隆の行動は確認できない。

これまでの清隆の足跡をたどると、鎌倉で足利尊氏に合流した後、上洛、恐らく尊氏とともに鎮西に逃れ、再拳して上洛する途中、湊川で楠木正成勢と合戦、その後、上洛したものと思われる。以後の動向は明らかではないが、北畠顯家が南下すると、これを伊勢で迎撃、さらを石清水八幡宮や天

王寺などで対峙・合戦し、その後、帰国したものと思われる。また、白石川や広瀬川での合戦に従軍しており、相馬親胤と同じような行動を展開している。あるいは、親胤に動員されたものであろうか。今後の検討を俟ちたい。

おわりに

以上、近世末期に編纂された系図中に残された中世文書の断片から、標葉一族の動向を素描した。標葉氏は、福島県浜通り、現在の双葉郡浪江町を中心とした地域を支配した岩城一族であるが、明応元年（一四九二）、相馬盛胤によって亡ぼされた。^{〔註三〕}しかし、「六旗・七人衆」と称された家臣の一部は、以後、相馬家に仕えるようになつたという。そのためか、標葉氏に関する史料は極めて少なく、当該氏に関する専論もなく、わずかに周辺の自治体史で略述されるに過ぎない。^{〔註三〕}しかしながら、その足跡は遙か後代に編纂された系図のなかに垣間見られたのである。実はこうした事例は決して少くない。近世の系図が歴史研究に安易に使われることは自重すべきであるが、史料批判も含めて慎重に用いることは可能であることを指摘しておきたいたい。

ところで、「衆臣家譜」のなかで、同様な記載は標葉「六旗」の一家であつた下浦氏の系図にわずかにみられるだけである。藩主相馬家や中世以来の一族でもあつた岡田・大悲山家の中世文書が近世初頭に整理されたことは拙著で詳述したが、相馬藩政に関わった所謂重臣クラスの系譜にも同様の記載は見られない。室原・下浦両家が、近世の中村藩で残した足跡は大きくなき。こうした現状のなかで、その由緒を証拠づける鎌倉期以降の文書を残すだけでなく、系譜編纂に際し、その足跡を記載することで、藩主相馬家と同様、中世以来の家系であるといふ自己意識を主張したのではなかろうか。

註

- (一) 東寺百合文書リ「得宗家公文所奉書」(『鎌倉遺文』第一三卷一八〇三〇号)
- (二) 得宗家の公文所については、奥富敬之氏「得宗家公文所の基礎的素描」(『日本史叢考』第一六号、一九七〇)および「鎌倉北条氏の基礎的研究」(吉川弘文館、一九八〇)、細川重男氏「得宗家公文所と執事——得宗家公文所發給文書の分析を中心に——」(『古文書研究』第四七号、一九九八)および「鎌倉政權得宗專制論」(吉川弘文館、二〇〇〇)等を参照。

近世のなかに発見された中世

- (三) 東寺百合文書り「関東御教書案」(『鎌倉遺文』第三三卷一八〇二六号)
- (四) 相馬岡田家文書(『原町市史』第四卷 資料編II、二〇〇三)
- (五) 島原図書館所蔵松平文庫色々証文「後醍醐天皇綸旨」(『南北朝遺文・東北編』第一卷一八号文書)
- (六) 東北大学日本史研究室所蔵朴沢家文書「陸奥国宣」(『南北朝遺文・東北編』第一卷一五〇号文書)
- (七) 註四前掲書
- (八) 秋田藩家藏文書・岡本又太郎元朝家藏文書(『南北朝遺文・東北編』第一卷三五三号文書)
- (九) 相馬中村藩士斎藤完高(隆)によつて編纂された藩領の地誌で、明治四年に成稿した。『相馬市史』第四卷(一九六九)に読み下されて収録されている。
- (一〇) 漆原徹氏「軍忠状に関する若干の考察」(『古文書研究』第二二号、一九八三)および『中世軍忠状とその世界』(吉川弘文館、一九九八)
- (一一) 『太平記』卷第一〇「信忍自害事」
- (一二) 東京大学史料編纂所所蔵比志島文書(『南北朝遺文・関東編』第一卷二二号)
- (一三) 鶴岡叢書第二輯(鶴岡八幡宮、一九七八)
- (一四) 国魂文書「國魂行參軍忠狀」(『福島県史』第七卷、一九六六)
- (一五) 国立公文書館藏所楓軒文書纂合編白河石河文書(『石川町史』第三卷、二〇〇六)
- (一六) 註一四前掲国魂文書
- (一七) 秋田藩家藏文書・岡本又太郎元朝家藏文書(『福島県史』第七卷、一九六六)
- (一八) 相馬家文書(『原町市史』第四卷 資料編II、二〇〇三)
- (一九) 東北大学日本史研究室所蔵白河文書(『白河市史』第五卷、一九九一)
- (二〇) 結城家文書(『白河市史』第五卷、一九九一)
- (二一) 物饗寺については、平成二年、名取市教育委員会によつて周辺も含めて発掘調査されている。なお、名取市文化財調査報告書第30集『名取熊野三山周辺遺跡調査報告書I—高館山地区—』(一九九二)および石黒伸一朗氏「名取郡物饗寺の文明五年銘磬」(『宮城考古学』第二号、二〇〇〇)等を参照。
- (二二) 「御家給人根元記」(『相馬市史』第五卷、一九七一)。本書は相馬中村藩士渡辺美綱によつて編纂されたもので、岩崎敏夫氏の解題によれば寛政一〇年(一七九八)に成つたといふ。その記述内容を当該期の史料から確認できないが、いまは当史料の記述に依り、後考を俟ちたい。
- (二三) 抽稿「中世標葉氏の基礎的研究」(東北福祉大学岡田ゼミナール研究年報第二七輯『福島県浪江町調査報告書—地域研究の方法と課題—』所収、二〇〇五)